

仕様書

1 概要

(1) 件名 令和8年度中部森林管理局庁舎電力供給業務（単価）

(2) 需要場所 長野県長野市大字栗田 715-5  
中部森林管理局庁舎

(3) 業種及び用途 官公署（事務室及び各施設）

2 仕様

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、中部森林管理局（以下、「甲」という）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

\*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

(1) 供給電気方式等

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 供給電気方式     | 交流 3 相 3 線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000V      |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000V      |
| ④ 標準周波数      | 60Hz        |
| ⑤ 受電方式       | 一回線受電方式     |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 240kW

（ただし、各月の契約電力は、上記に関わらず令和8年4月1日時点におけるその1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、最も大きい値とする。）

設備容量は450kVA

- ② 予定使用電力量 359,952kWh

（月別の予定使用電力量は別紙のとおり）

(3) 電力料金の算定にあたっては、発電費用等の変動による調整を行うこと。

(4) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。

(5) 使用期間

自 令和8年4月1日（水曜日）0時  
至 令和9年3月31日（水曜日）24時

(6) 電力量の検針

- ① 自動検針装置：有  
② 電力量計構成：電力需給用複合計器（普通級）

(7) 需給地点

需給場所における中部森林管理局が設置した第1柱上の中部電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と中部森林管理局の開閉器電源側接続点。ただし、取引用計量装置は、中部電力パワーグリッド株式会社の所有である。

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(10) 請求時に係る料金の算定

ア 使用電力量の単位は、1kw時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とすること。  
イ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は切り捨てるこことする。但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるここと。

### 3 協議

(1) 詳細な事項及び本仕様書に定めの無い供給条件等については、中部管内的一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）若しくは、契約者が定める電力供給に係る標準的な約款（電気需給約款等）によるものとし、担当職員と必要に応じて打合せのうえ対応するとともに、業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。

(2) 各月の電気料の算定方法については、基本料金について力率割引又は、割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部管内的一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。

### 4 その他

(1) 自動力率調整装置は有していないが、使用期間中の力率は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 電気を供給する場合に必要な情報伝達装置の設置等に係る経費については、小売電気事業者の負担とする。

(4) 電気供給者（以下、「乙」という）は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、「様式4 特定電源割当証明書」を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを「様式4 特定電源割当証明書」提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2. 仕様」を満たしていない場合、乙は、「2. 仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写

しを甲に提出する等により補修すること。

(5) 上記提出期日については、双方協議の上、変更することができる。

(6) この仕様書に定めのない供給条件及び事項については、甲乙協議のうえ決定する。

## 月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (単位:kWh)
令和8年4月	19,694
令和8年5月	11,956
令和8年6月	17,207
令和8年7月	29,812
令和8年8月	26,442
令和8年9月	19,214
令和8年 10 月	14,322
令和8年 11 月	25,714
令和8年 12 月	47,577
令和9年1月	55,020
令和9年2月	51,886
令和9年3月	41,108
計	359,952

(注)この表は将来の最大需要電力及び使用電力量の数値を示すものではない。

## (参考)月別実績(令和6年度)

使用月	最大需要電力 (単位:kW)	使用電力量 (単位:kWh)
令和6年4月	117	18,319
令和6年5月	40	11,895
令和6年6月	100	14,900
令和6年7月	174	25,603
令和6年8月	172	28,160
令和6年9月	134	21,796
令和6年10月	65	12,646
令和6年11月	142	25,626
令和6年12月	206	47,577
令和7年1月	240	55,020
令和7年2月	230	51,886
令和7年3月	199	41,108
計		354,536

(注)この表は将来の最大需要電力及び使用電力量の数値を示すものではない。

## (参考)月別実績(令和7年度)

使用月	最大需要電力 (単位:kW)	使用電力量 (単位:kWh)
令和7年4月	114	19,694
令和7年5月	84	11,956
令和7年6月	125	17,207
令和7年7月	142	29,812
令和7年8月	161	26,442
令和7年9月	137	19,214
令和7年10月	78	14,322
令和7年11月	138	25,714
(計)		(164,361)

(注)この表は将来の最大需要電力及び使用電力量の数値を示すものではない。